

第3期宍粟市地域福祉計画(案)に関するパブリックコメント実施要領

1. 案件名

第3期宍粟市地域福祉計画(案)に関するパブリックコメント

2. 募集期間

令和元年12月27日(金)～令和2年1月27日(月)

3. 事務局

健康福祉部 社会福祉課

4. 募集の主旨

宍粟市では、「社会福祉法」に基づき、地域福祉の充実にに向けた取り組み等を推進するため、5ヵ年を1期とする「宍粟市地域福祉計画」を定めています。

この度、次期計画である「第3期宍粟市地域福祉計画(案)」がまとまりましたので、市民の皆様からのご意見を募集するためパブリックコメントを実施します。

なお、皆様からの意見の概要は後日公表します。

5. 公表資料(別添参照)

○第3期宍粟市地域福祉計画(案)

6. 閲覧場所及び閲覧時間

場 所	時間等(募集期間中)
健康福祉部社会福祉課	月～金曜日(祝日、年末年始閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
各市民局まちづくり推進課	月～金曜日(祝日、年末年始閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
三方町出張所	月～金曜日(祝日、年末年始閉庁日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
市立図書館	午前9時30分～午後5時30分 (月曜日、祝日、年末年始閉館日、特別整理期間を除く)
市ホームページ	令和2年1月27日(月)まで

※健康福祉部社会福祉課、各市民局まちづくり推進課及び三方町出張所の年末年始閉庁日は、12月28日(土)～1月5日(日)となります。

※市立図書館の年末年始閉館日は、12月28日(土)～1月4日(土)となります。

7. 意見を提出できる人

- ・市内に住所を有する者
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・市内に存する学校に在学する者
- ・その他パブリックコメントに付する事案に利害関係を有する者

8. 意見を提出する様式

別紙「意見書」のとおり

9. 意見書の提出方法

提出方法	提出先等(募集期間中)	
持参	健康福祉部社会福祉課	月～金曜日
	各市民局まちづくり推進課	午前8時 30 分～午後5時 15 分
	三方町出張所	(祝日、年末年始閉庁日を除く)
	市立図書館	午前9時 30 分～午後5時 30 分 (月曜日、祝日、年末年始閉館日、特別整理期間を除く)
郵送	健康福祉部社会福祉課まで郵送してください。(令和2年1月 27 日必着) 〒671-2573 宍粟市山崎町今宿 5 番地 15 健康福祉部社会福祉課 宛	
ファックス	0790-63-3140 (令和2年1月 27 日必着)	
電子メール	seikatsufukushi-kk@city.shiso.lg.jp (令和2年1月 27 日必着)	

10. 注意事項

- ・意見を提出する際は、所定の様式により、必ず氏名及び住所をご記入ください。
(氏名及び住所の記載がない場合は無効といたします。)
- ・提出していただいたご意見に対して、個別に回答はいたしません。
- ・ご意見に対する回答は、市のホームページに掲載して公表いたします。
なお、ご意見を提出していただいた方の氏名など、個人が特定できる情報は公開いたしません。